

## 報告「給食施設における非常災害時対応セルフチェック及びアンケート集計結果」

## I 調査概要

## 1 目的

管内給食施設の非常災害時対策状況等を把握することにより、施設種別毎の課題を明らかにし、施設特性に応じた平常時からの体制づくりを進めるための基礎資料とする。

## 2 調査方法

## (1) 対象施設

松戸保健所管内（松戸市、流山市、我孫子市）の給食施設

種別：病院、介護老人保健施設、老人福祉施設、児童福祉施設（公立保育所除く）社会福祉施設、有料老人ホーム、診療所

## (2) 方法

郵送及びファクシミリ

※調査票を郵送し、回収は郵送またはファクシミリとした。

## (3) 期間

平成23年10月～11月

## (4) 調査項目

## 1) 災害時における給食提供に関する備えの状況

①災害時対応マニュアルの整備

②体制強化

③備蓄の整備

④備蓄の運用

⑤外部との相互支援体制

## 2) セルフチェック結果を踏まえて、優先的に取り組みたいと考えている事項

## 3) 東北地方太平洋沖地震（3月11日）の状況

①東北地方太平洋沖地震当時の施設の状況

②①で給食提供が困難になった理由

③東北地方太平洋沖地震を踏まえて、改善した点及び改善を検討中の事項

## II 調査結果

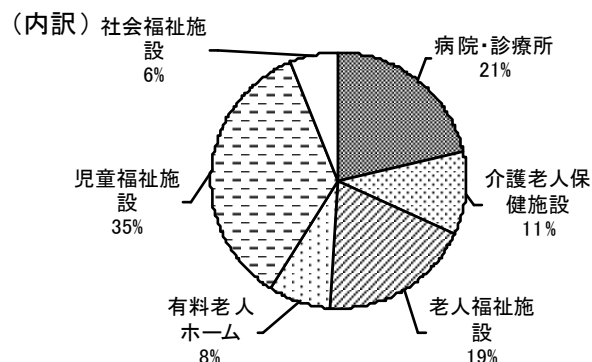
## 1 回収状況

## (1) 調査対象施設数 131施設

病院・診療所	28施設
介護老人保健施設	14施設
老人福祉施設（特別養護老人ホーム、ケアハウス）	25施設
有料老人ホーム	10施設
児童福祉施設（公立保育所除く）	46施設
社会福祉施設	8施設

## (2) 回収施設数 131施設（回収率100%）

図1 調査対象施設



## 2 結果

### 1) 災害時における給食提供に関する備えの状況

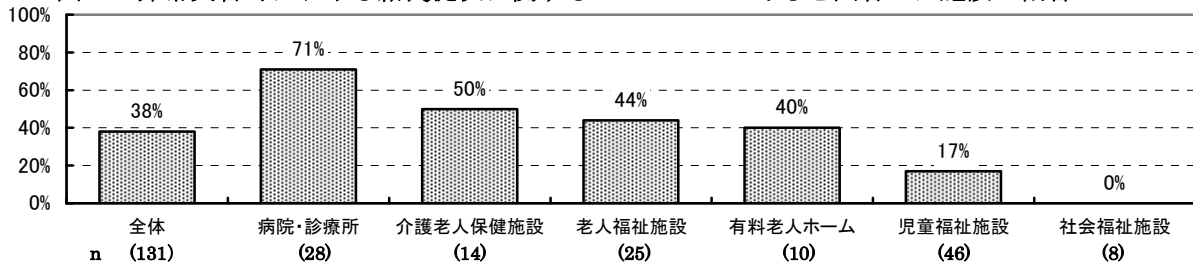
#### ①災害時対応マニュアルの整備

##### i. 非常災害時における給食提供に関するマニュアルの有無

(施設全体の災害対応マニュアルが作成されている場合は、給食に関する掲載の有無)

非常災害時における給食提供に関するマニュアルがある施設は 38%であり、施設種別でみると、病院・診療所が 71%、次いで介護老人保健施設、老人福祉施設、有料老人ホームがそれぞれ 50%、44%、40%となっている。

図2 非常災害時における給食提供に関するマニュアルがあると回答した施設の割合



##### ii. i のマニュアルに入れている内容 (① i 「マニュアルあり」の施設のみ集計)

非常災害時における給食提供に関するマニュアルがあると回答した施設のうち、マニュアルの内容に「連絡・指示体制」を入れている施設は全体で 90%であり、施設種別では、介護老人保健施設、老人福祉施設、有料老人ホームがそれぞれ 100%、病院・診療所 90%と、3食提供している施設で高率であった。

「給食提供を続ける上で必要な食料、水、食器、熱源、人員の確保」をマニュアル内容に入れている施設は 48%である。

「外部との連絡体制に関すること」をマニュアル内容に入れている施設は、全体で 74%であり、施設種別では病院・診療所、介護老人保健施設、老人福祉施設がそれぞれ 80%、86%、73%と高率である。

「初期対応に関すること (発災直後の行動、状況確認項目、連絡体制等)」をマニュアル内容に入れている施設は、全体で 64%となっている。

「衛生管理に関すること」をマニュアル内容に入れている施設は、全体では 48%である。

図3 全体 i のマニュアルに入れている内容

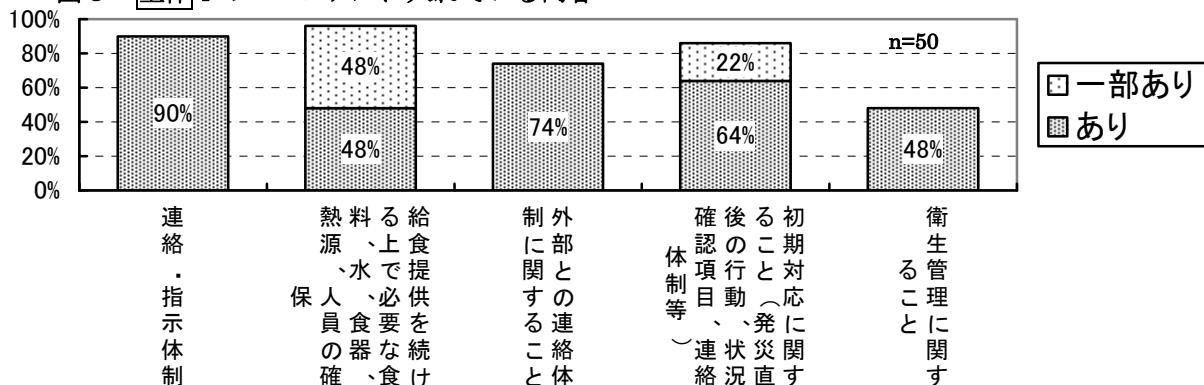


図4 病院・診療所 i のマニュアルに入れている内容

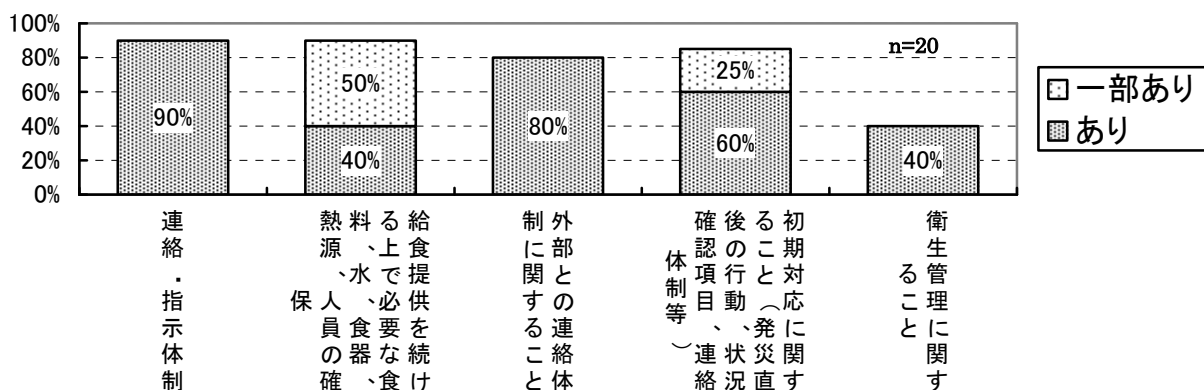


図5 介護老人保健施設 i のマニュアルに入れている内容

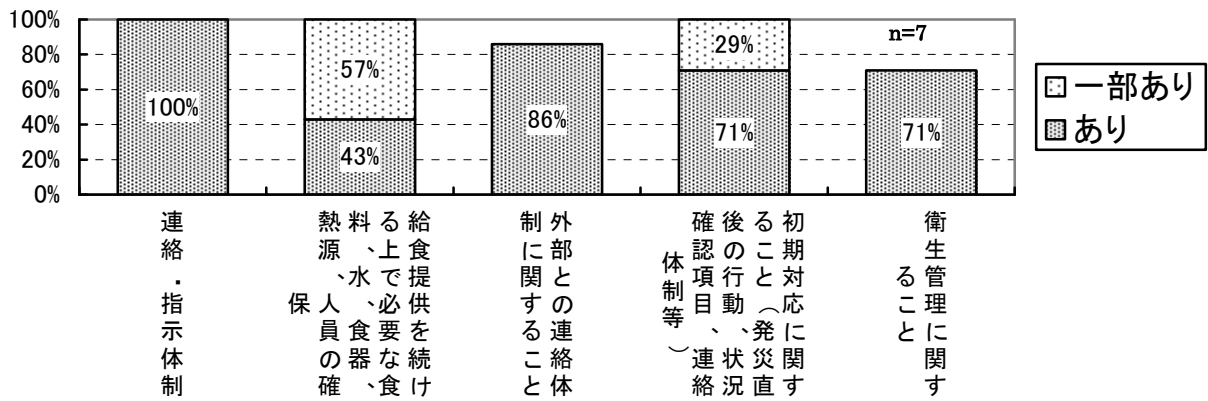


図6 老人福祉施設 i のマニュアルに入れている内容

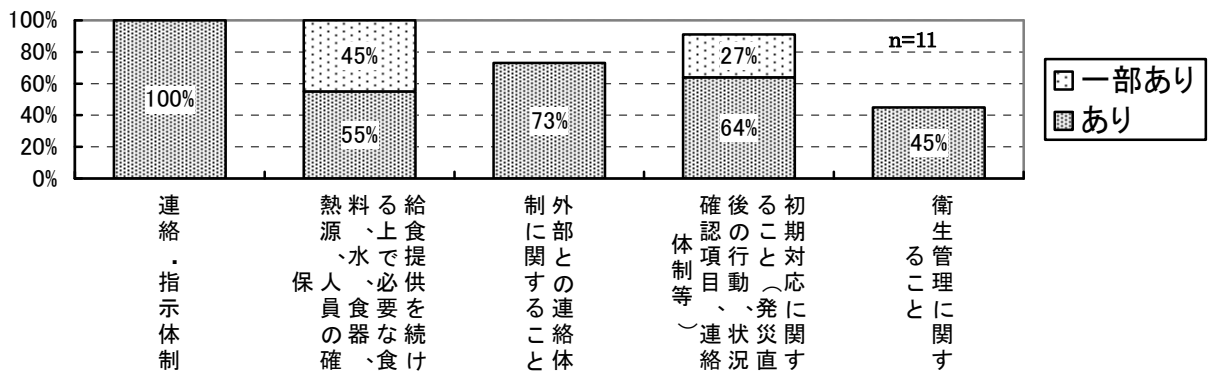


図7 有料老人ホーム i のマニュアルに入れている内容

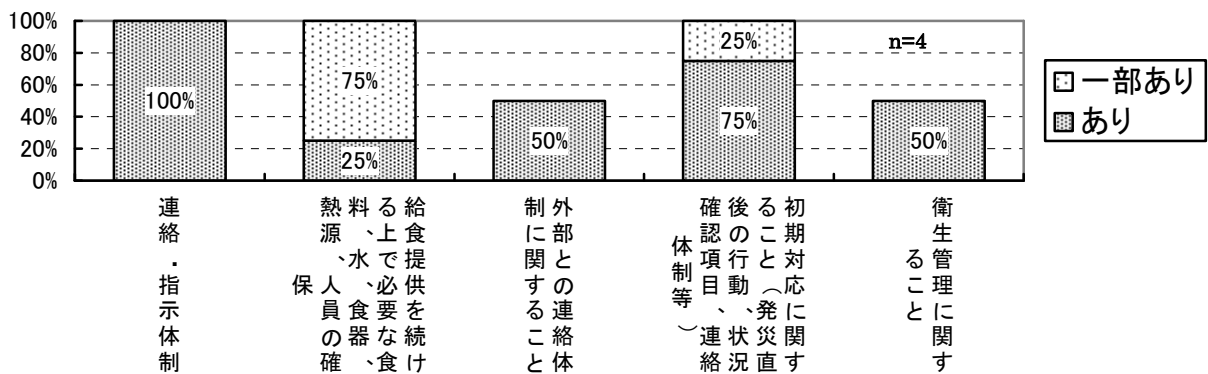
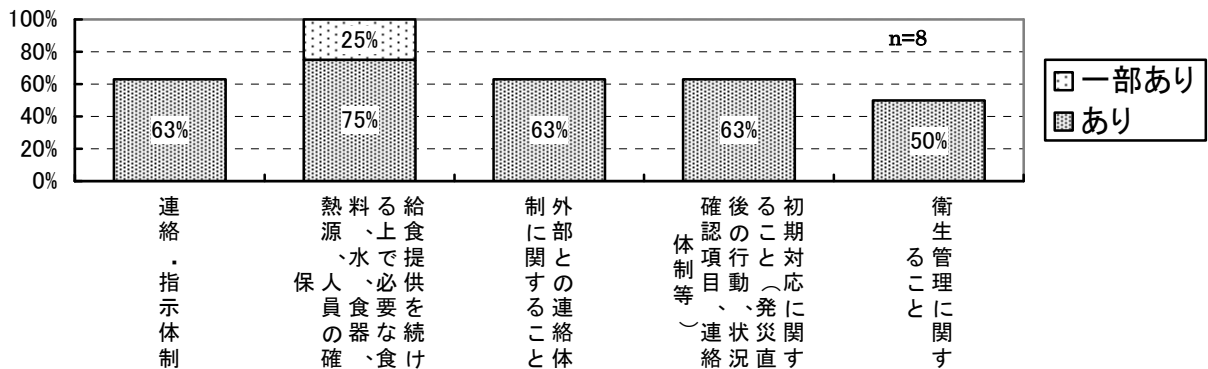


図8 児童福祉施設 i のマニュアルに入れている内容

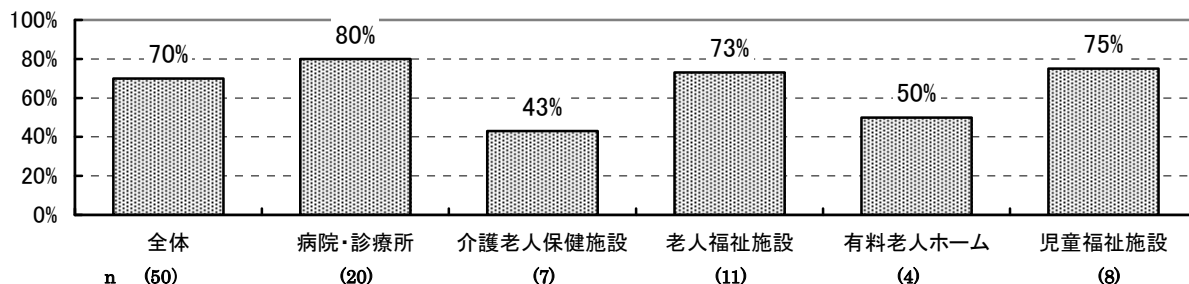


**iii. i のマニュアル検討の場（給食委員会、給食会議等）の有無（① i 「マニュアルあり」の施設のみ集計）**

非常災害時における給食提供に関するマニュアルがあると回答した施設のうち、非常災害時における給食提供に関するマニュアルについて検討する場がある施設は、全体で70%である。

施設種別では、病院・診療所が80%で最も多く、次いで児童福祉施設、老人福祉施設がそれぞれ75%、73%となっている。

図9 マニュアル検討の場（給食委員会、給食会議等）があると回答した施設の割合

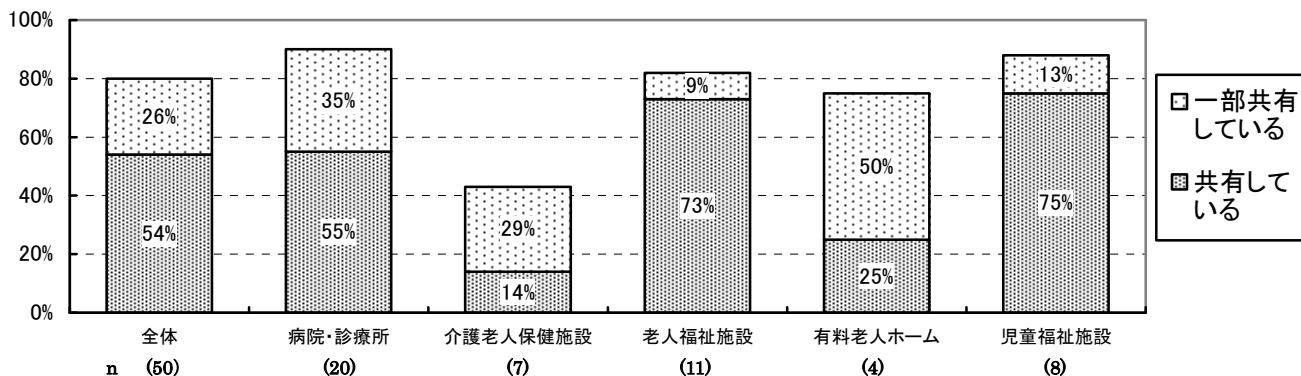


**iv. i のマニュアル内容について「給食部門（栄養科）」をはじめ、「施設全体」で共有の有無（① i 「マニュアルあり」の施設のみ集計）**

非常災害時における給食提供に関するマニュアルがあると回答した施設のうち、施設全体でマニュアルを共有している施設は54%となっている。

施設種別では、児童福祉施設、老人福祉施設がそれぞれ75%、73%と7割以上でマニュアルを共有している。

図10 i のマニュアル内容を「給食部門（栄養科）」をはじめ、「施設全体」で共有している施設の割合



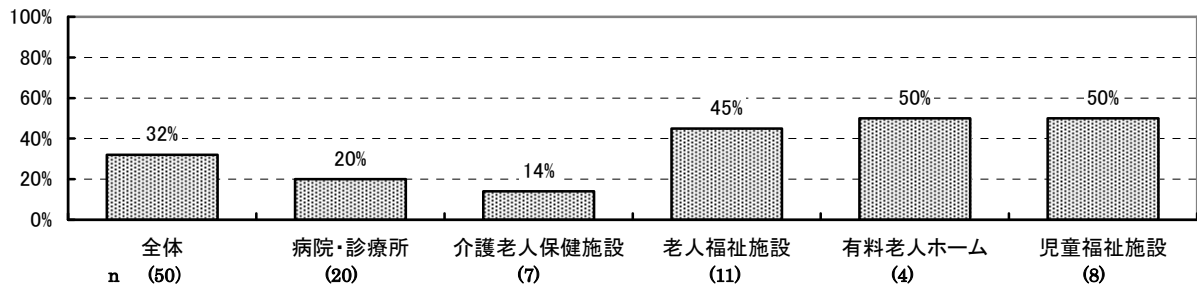
## ②体制強化

### i.マニュアルに基づいた「給食部門（栄養科）」での訓練や研修の有無 (① i 「マニュアルあり」の施設のみ集計)

非常災害時における給食提供に関するマニュアルがあると回答した施設のうち、マニュアルに基づいた「給食部門（栄養科）」での訓練や研修を行っている施設の割合は、32%である。

また、有料老人ホーム、児童福祉施設がそれぞれ50%、老人福祉施設が45%となっている。

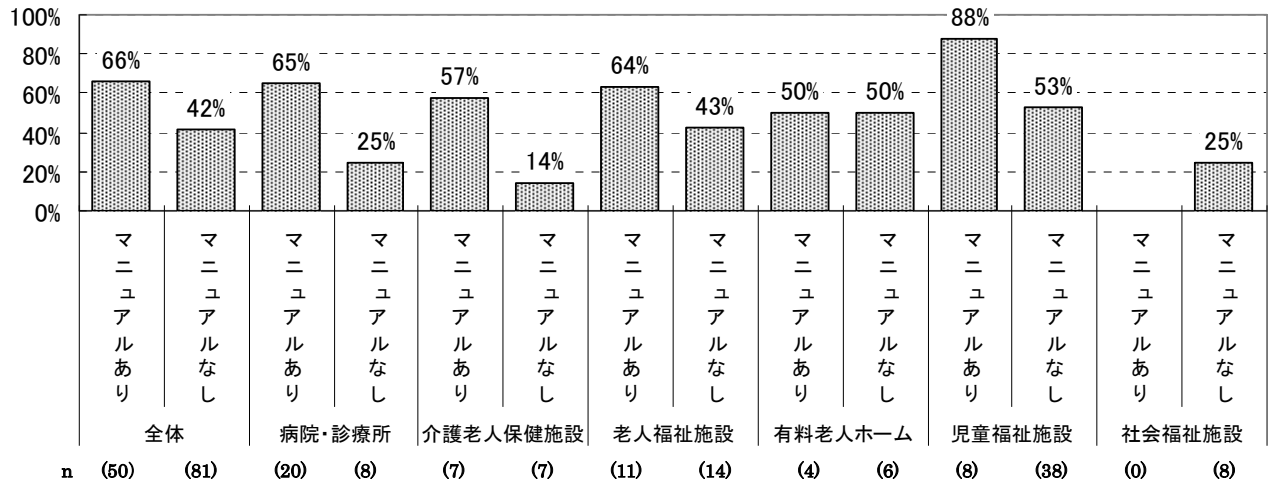
図 11 マニュアルに基づいた「給食部門（栄養科）」での訓練や研修を行っている施設の割合



### ii.施設全体における日ごろからの計画的な訓練や研修の有無 (① i 「マニュアル有無」別で集計)

施設全体で日ごろから計画的な訓練や研修を行っている施設は、マニュアルがある施設では66%、マニュアルがない施設で42%である。

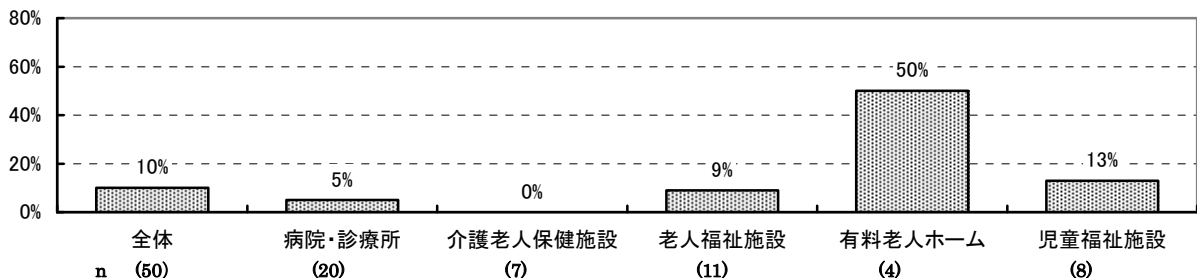
図 12 施設全体における日ごろからの計画的な訓練や研修を行っている施設の割合



### iii.マニュアルに基づいた地域や外部も参加した訓練や研修の有無 (① i 「マニュアルあり」の施設のみ集計)

非常災害時における給食提供に関するマニュアルがあると回答した施設のうち、マニュアルに基づいた地域や外部も参加した訓練・研修を行っている施設は、全体の10%である。

図 13 マニュアルに基づいた地域や外部も参加した訓練や研修を行っている施設の割合

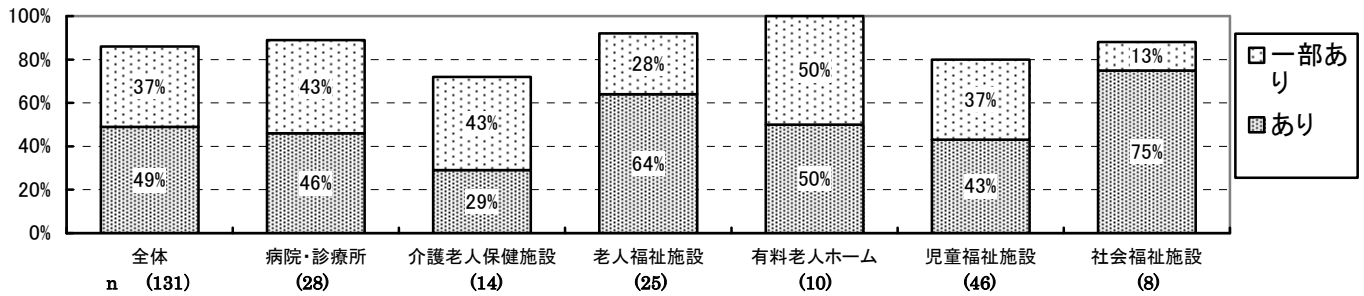


### ③ 備蓄の整備

#### i. 非常災害時において給食を提供するために必要な食料、水、食器、熱源等の施設内備蓄の有無

非常災害時において給食を提供するための備蓄をしている施設は49%であり、一部ありも含めると全体の約9割である。

図14 非常災害時において給食を提供するために必要な食料、水、食器、熱源等を備蓄している施設の割合



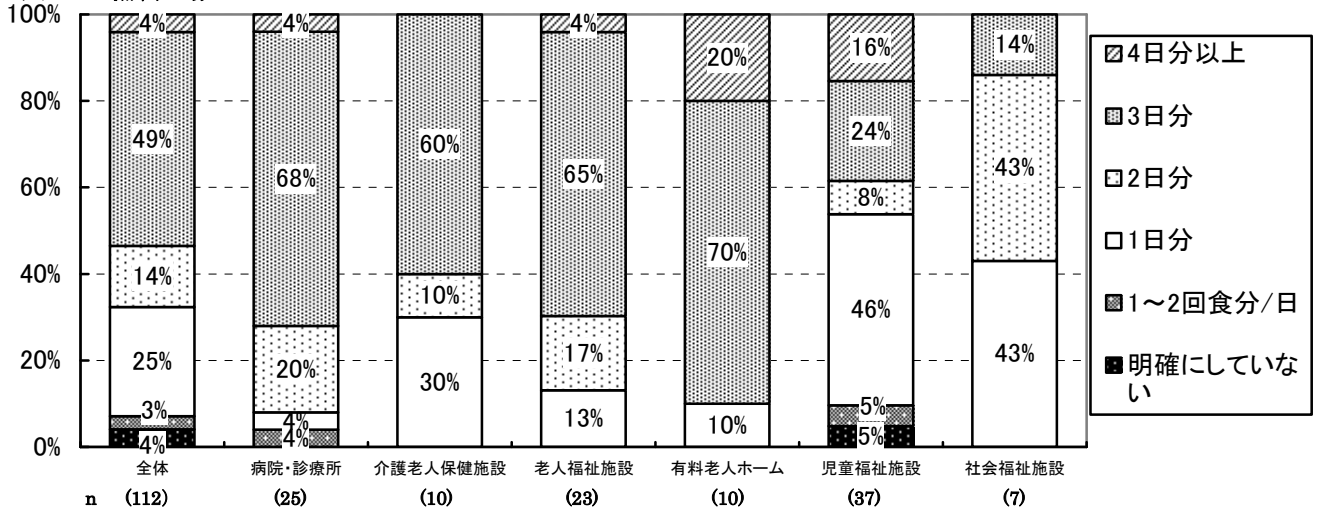
#### i-a. (備蓄の内容) 備蓄日数 (③ i 「備蓄あり・一部あり」の施設のみ集計)

非常災害時において給食を提供するための備蓄をしていると回答した施設における「備蓄日数」は、全体の49%が「3日分」、25%が「1日分」である。

施設種別では、「3日分」が有料老人ホーム70%、病院・診療所68%、老人福祉施設65%、介護老人保健施設60%と、3食提供している施設において6～7割を占めている。

児童福祉施設、社会福祉施設では「1日分」がそれぞれ46%、43%である。

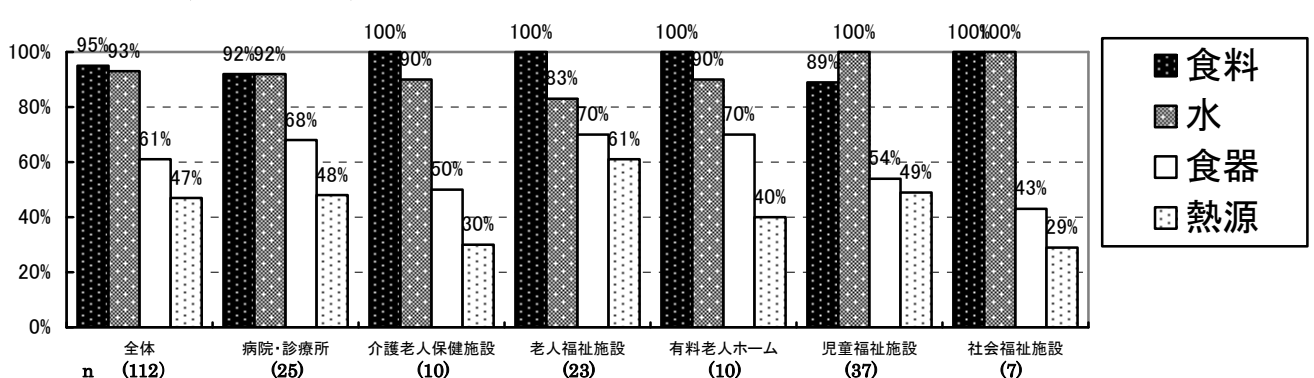
図15 備蓄日数



#### i-b. (備蓄の内容) 備蓄品の種類 (③ i 「備蓄あり・一部あり」の施設のみ集計)

非常災害時において給食を提供するための備蓄をしていると回答した施設のうち、「食料」95%、「水」93%と約9割以上が備蓄している一方、「食器」は61%、「熱源」は47%である。

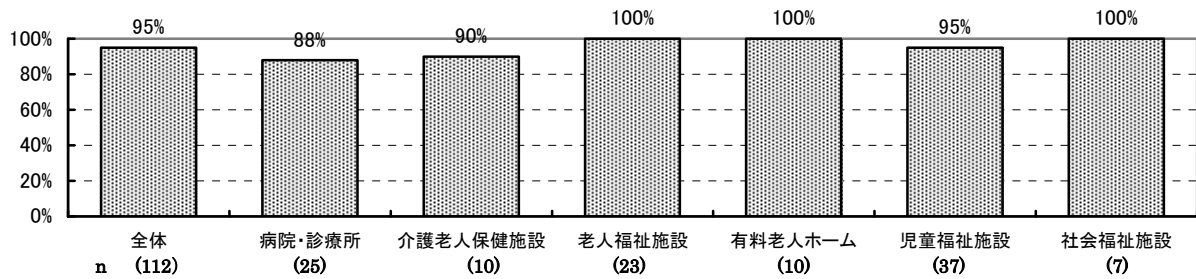
図16 (備蓄の内容) 備蓄品の種類



**ii.適切な場所保管の有無（取り出しやすい場所に分散保管）**（③ i 「備蓄あり・一部あり」の施設のみ集計）

非常災害時において給食を提供するための備蓄をしていると回答した施設のうち、全体で95%の施設が「取りだしやすい場所に分散保管」をしている。

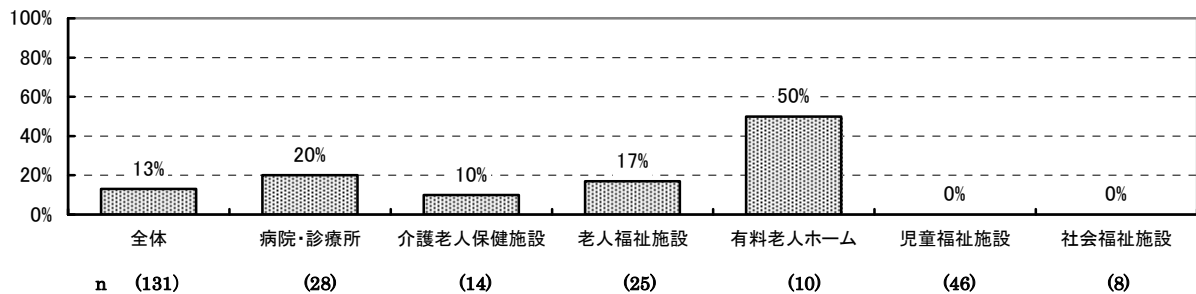
図 17 適切な場所（取り出しやすい場所に分散保管）をしている施設の割合



**iii.施設外備蓄を行っている場合、災害時の納入方法・ルート確保の有無**

非常災害時において給食を提供するための備蓄をしていると回答した施設のうち、全体で13%が施設外備蓄を行っており、その納入方法・ルートを確認していた。

図 18 施設外備蓄を行っている場合、災害時の納入方法・ルートを確認している施設の割合

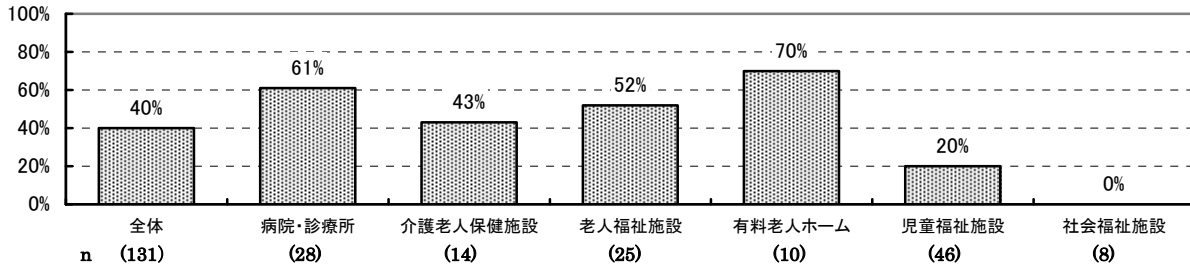


#### ④ 備蓄の運用

##### i. 備蓄食品を活用した非常時用献立作成の有無

備蓄食品を活用した非常時用献立を作成している施設の割合は4割である。  
施設種別では、有料老人ホーム（70%）、病院・診療所（61%）、老人福祉施設（52%）の順で非常時用献立を作成していた。

図 19 備蓄食品を活用した非常時用献立を作成している施設の割合

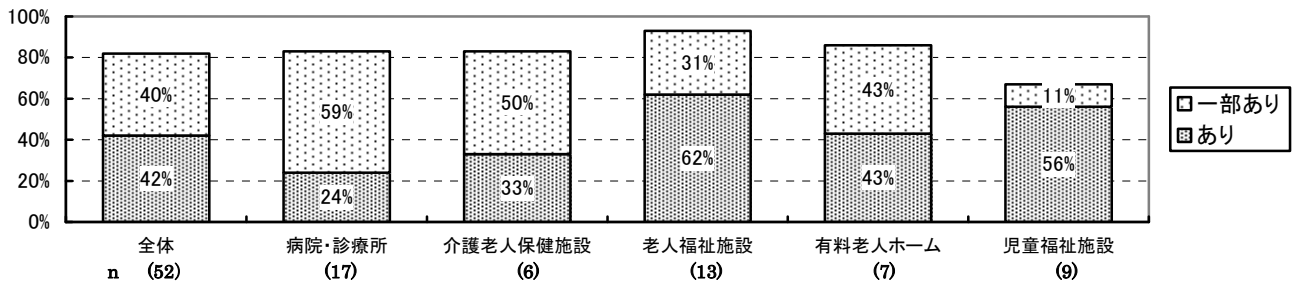


##### ii. i の非常時用献立の食形態や病態への配慮（離乳食、粥、流動食、食物アレルギー等）の有無 (④)

###### i 「非常時用献立作成あり」の施設のみ集計

備蓄食品を活用した非常時用献立を作成していると回答した施設のうち、全体で42%が非常時用献立における食形態・病態への配慮があり、一部ありを含めると8割を占めている。

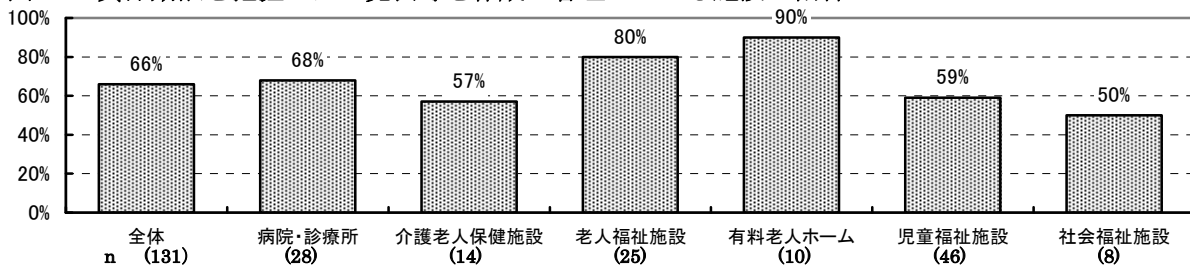
図 20 非常時用献立の食形態や病態への配慮をしている施設の割合



##### iii. 賞味期限を把握した一覧表等作成・管理の有無（期限が近付いたものは普段の給食等に利用）

備蓄食品の賞味期限を把握した一覧表等の作成・管理をしている施設は、全体で66%であり、施設種別では、有料老人ホーム（90%）、老人福祉施設（80%）、病院・診療所（68%）の順である。

図 21 賞味期限を把握した一覧表等を作成・管理している施設の割合



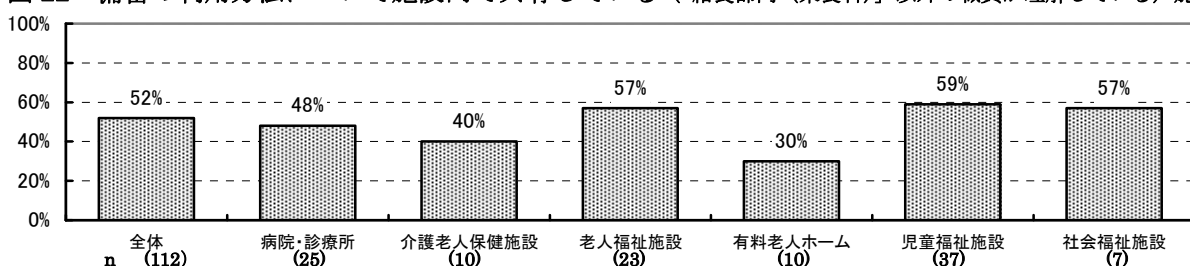
##### iv. 備蓄品の利用方法について、施設内で共有の有無（「給食部門（栄養科）」以外の職員が理解）

###### (③ i 「備蓄あり（一部あり含む）」の施設のみ集計)

非常災害時において給食を提供するための備蓄をしていると回答した施設のうち、備蓄品の利用方法を施設内で共有している施設の割合は52%である。

施設種別では、児童福祉施設（59%）、老人福祉施設（57%）、社会福祉施設（57%）の順で、備蓄品の利用方法を施設内で共有していた。

図 22 備蓄の利用方法について施設内で共有している（「給食部門（栄養科）」以外の職員が理解している）施設の割合



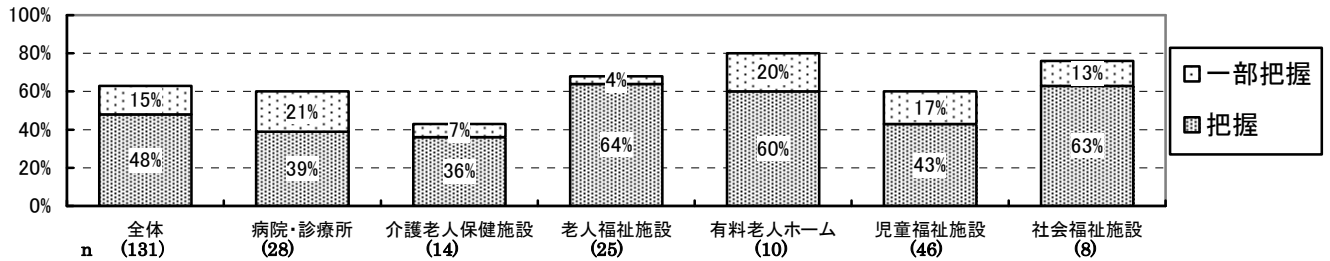


## ⑤外部との相互支援体制

### i.市災害対策担当課の把握の有無（食料、物資、水等の支援要請先）

食料、物資、水等の支援要請先である市災害対策担当課等を把握している施設の割合は48%であり、一部把握を含めると全体で約6割である。

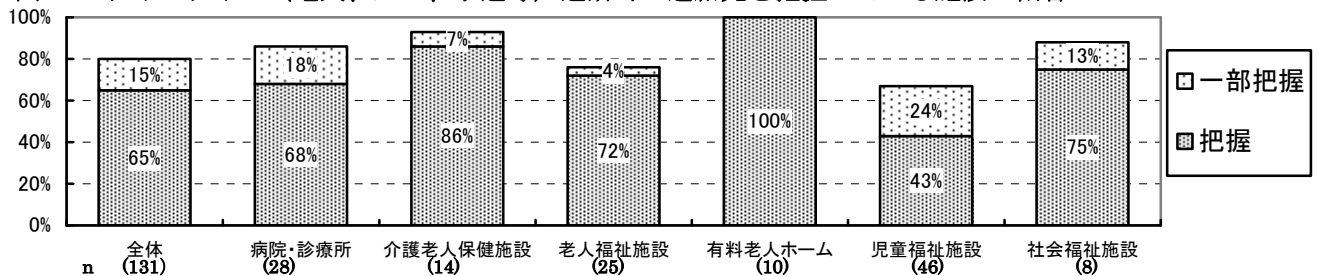
図 23 災害対策担当課の把握をしている施設の割合



### ii.ライフライン（電気、ガス、水道等）遮断時の連絡先の把握の有無

電気、ガス、水道等のライフライン遮断時の連絡先を把握している施設の割合は65%であり、一部把握を含めると全体で約8割である。

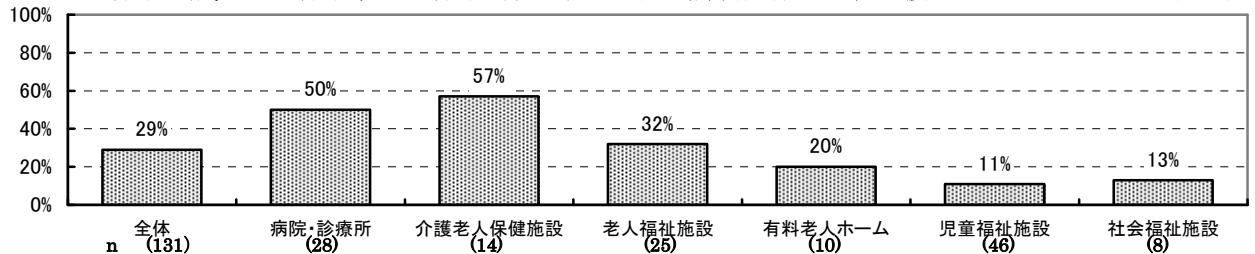
図 24 ライフライン（電気、ガス、水道等）遮断時の連絡先を把握している施設の割合



### iii.業者（食品納入業者、委託業者など）、系列施設及び所属団体と災害支援に関する取り決めの有無

業者及び系列施設、所属団体と災害支援に関する取り決めがある施設の割合は全体で29%であり、施設種別では、介護老人保健施設（57%）、病院・診療所（50%）が高率である。

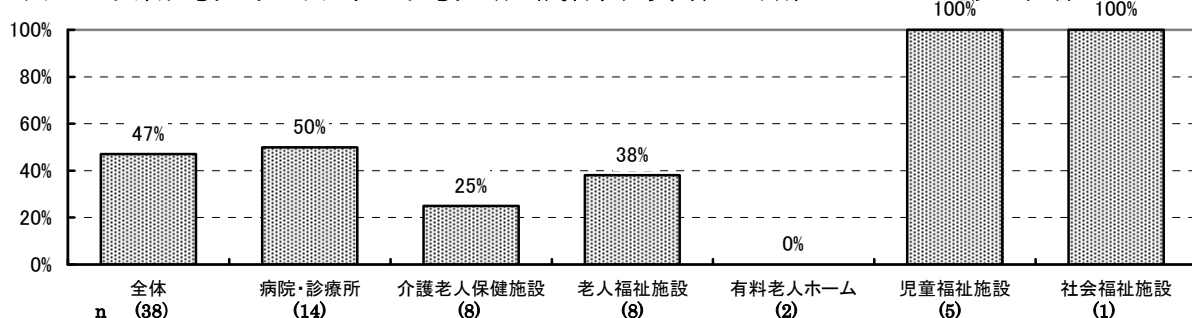
図 25 業者（食品納入業者、委託業者等）・系列施設・所属団体と災害支援の取り決めがある施設の割合



### iv.災害支援の取り決め先と支援内容（食材、人員等）が明確化の有無（⑤iii「取り決めがある」施設のみ集計）

災害支援に関する取り決めがある施設のうち、取り決め先と支援内容（食材、人員等）が明確になっている施設の割合は、全体で47%である。

図 26 災害支援の取り決め先と支援内容（食材、人員等）を明確にしている施設の割合



## 2) セルフチェック結果を踏まえて、優先的に取り組みたいと考えている事項

優先的に取り組みたいと考えている事項は、全体では「非常災害時における給食提供に関するマニュアル」が50%で最も高く、「非常災害時に必要な食料、水、食器、熱源等の備蓄」が32%、「非常災害時用献立の食形態・病態への配慮」が28%となっている。

施設種別では、老人福祉施設、児童福祉施設では「非常災害時における給食提供に関するマニュアルの整備」、病院・診療所、介護老人保健施設では「非常災害時に必要な食料、水、食器、熱源等の備蓄」、有料老人ホーム、社会福祉施設では「非常時用献立の食形態・病態への配慮」が最も多かった。

図 27 セルフチェック結果を踏まえて、優先的に取り組みたいと考えている施設の割合

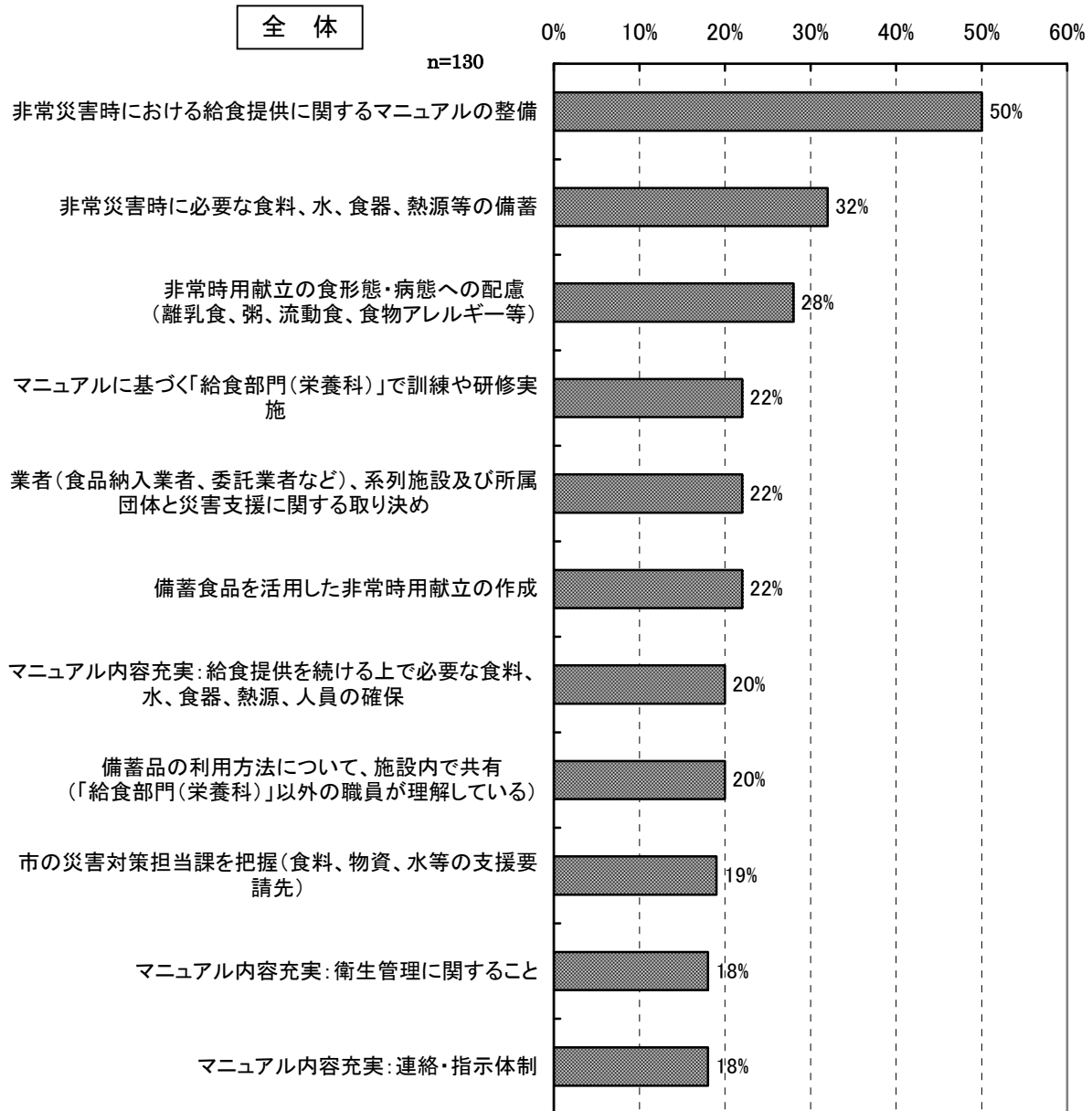
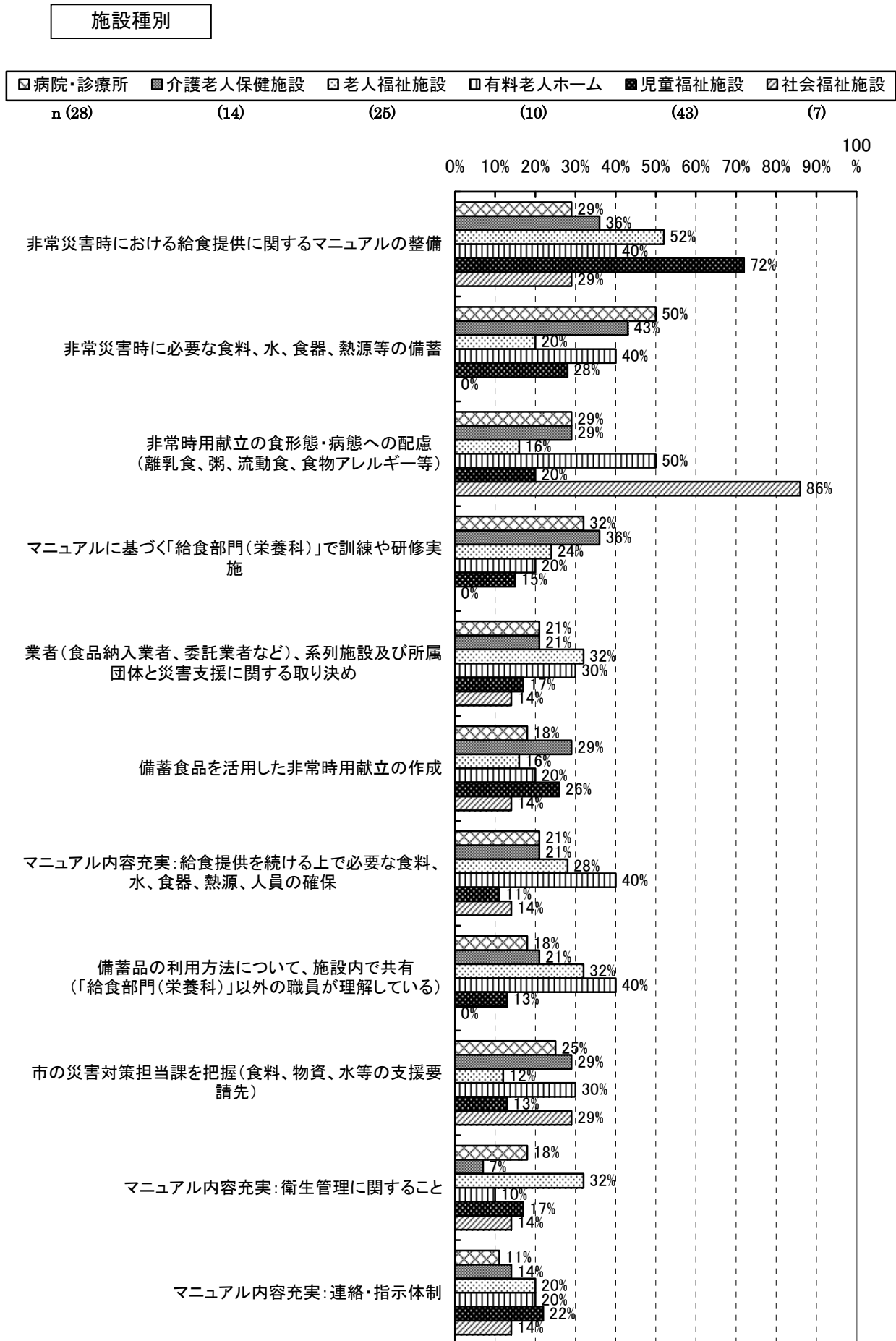


図 28 セルフチェック結果を踏まえて、優先的に取り組みたいと考えている施設の割合



### 3) 東北地方太平洋沖地震 (3月11日) の状況

#### ①東北地方太平洋沖地震当時の施設の状況

東北地方太平洋沖地震当時の施設の状況では、「通常どおり給食提供」した施設の割合は 34%、「継続実施したが、献立内容を変更」した施設の割合は 50%、「一時休止」した施設は 15%である。

病院・診療所、介護老人保健施設、老人福祉施設、有料老人ホームでは、「一時休止」した施設は無かった。また、「一時休止」した施設のうち、「休止期間 2～6 日間」が 50%、「休止期間 1 週間～2 週間未満」が 30%である。

図 29 東北地方太平洋沖地震の施設の状況

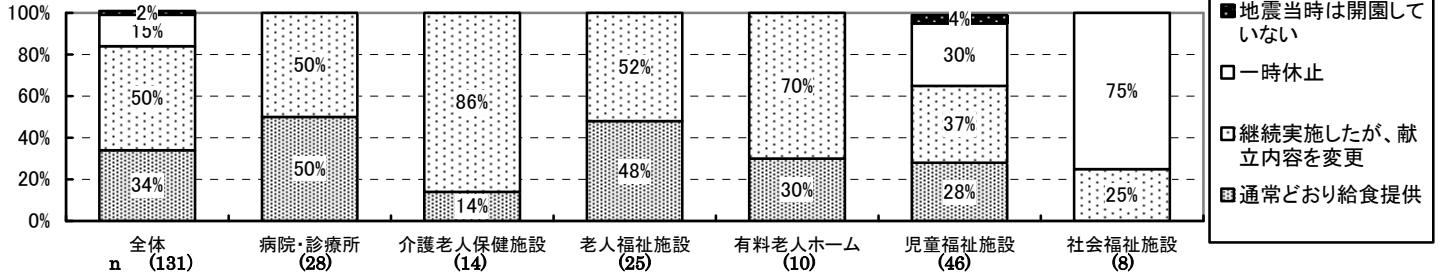
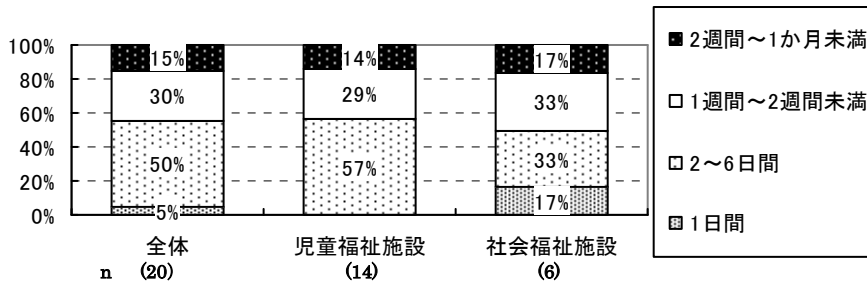


図 30 「一時休止」した施設の休止期間



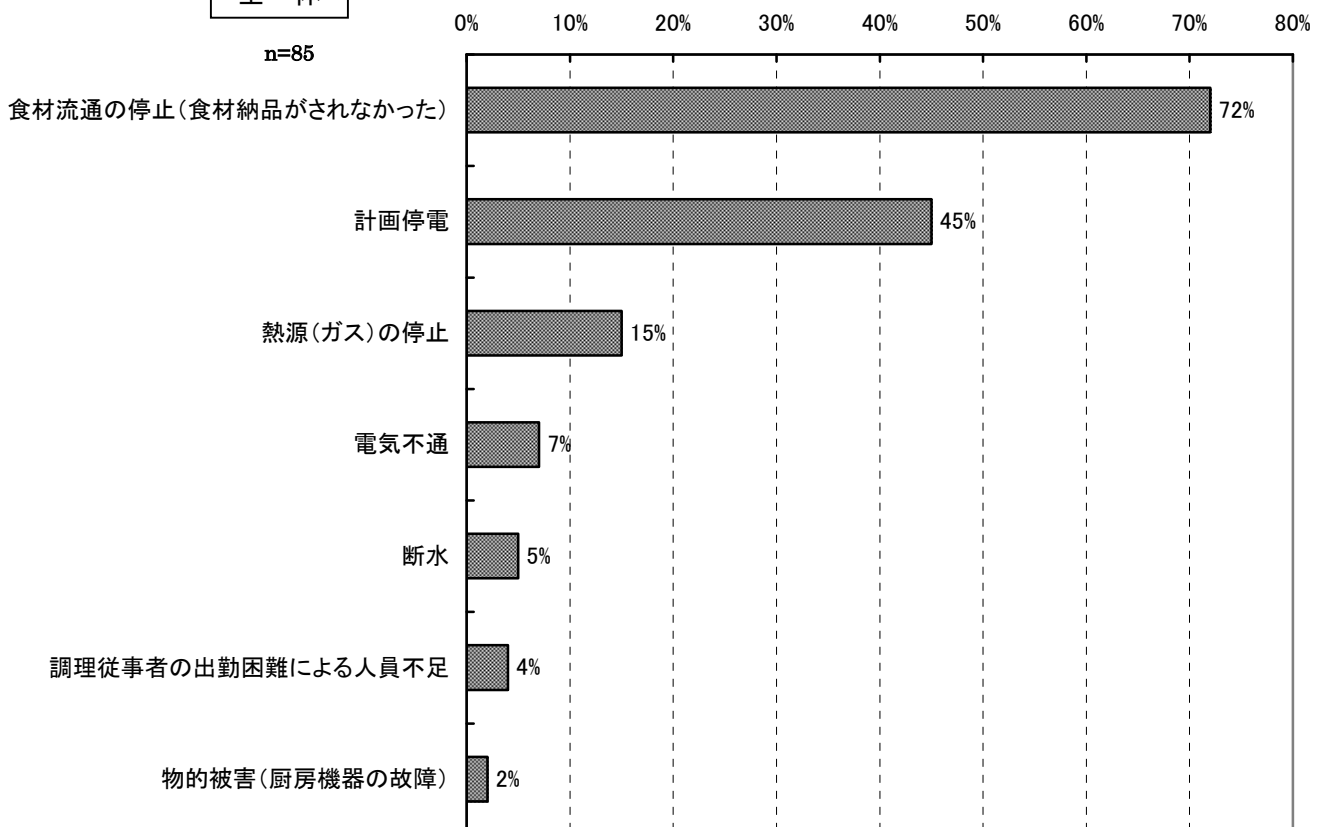
#### ②①で給食提供が困難となった理由

「一時休止」及び「継続実施したが献立内容を変更」した理由として、「食材流通の停止 (食材納品がされなかった)」が 72%と最も多かった。次いで、「計画停電」45%、「熱源 (ガス) の停止」15%の順となっている。

全体

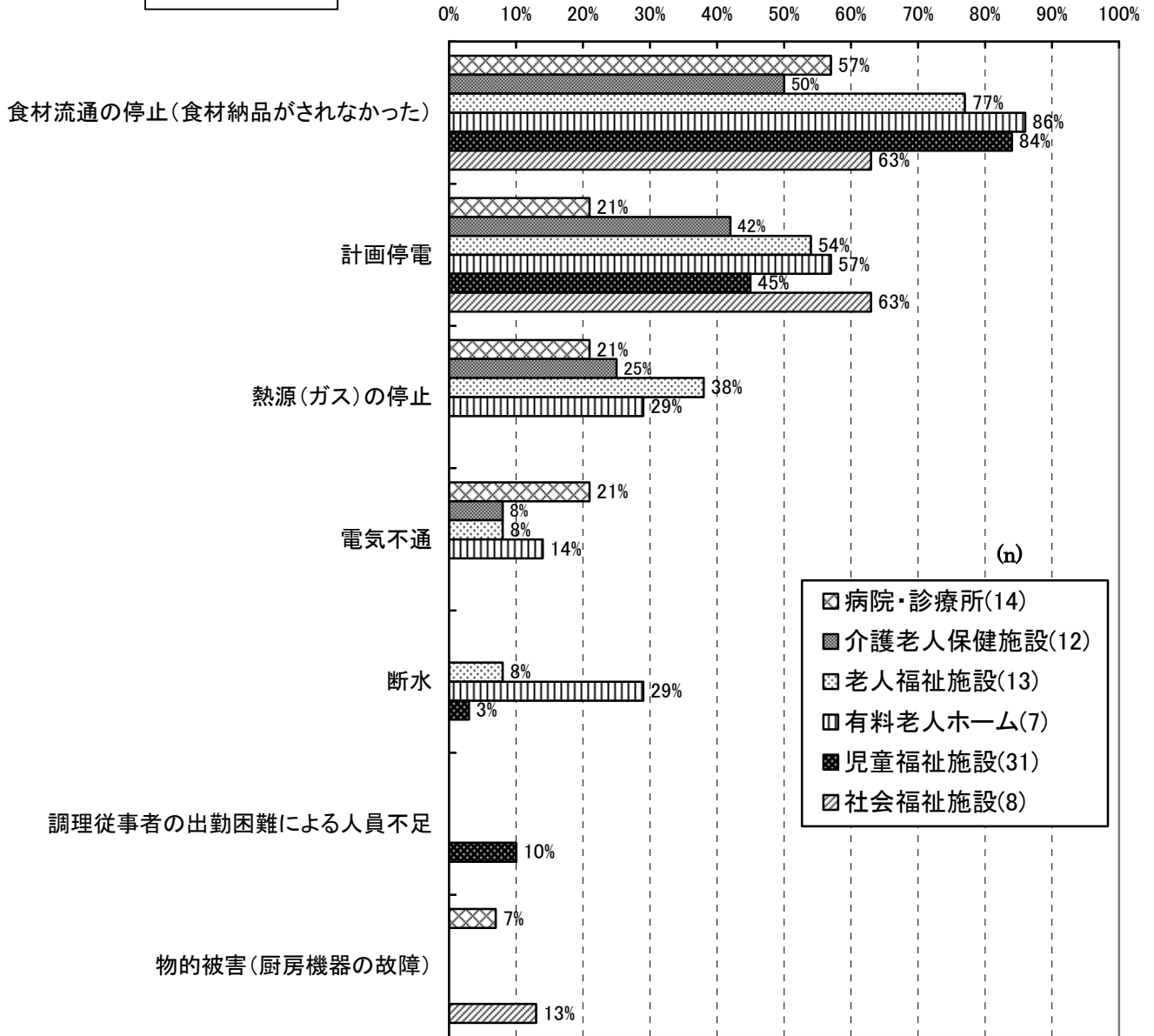
n=85

図 31 給食提供が困難となった理由



施設種別

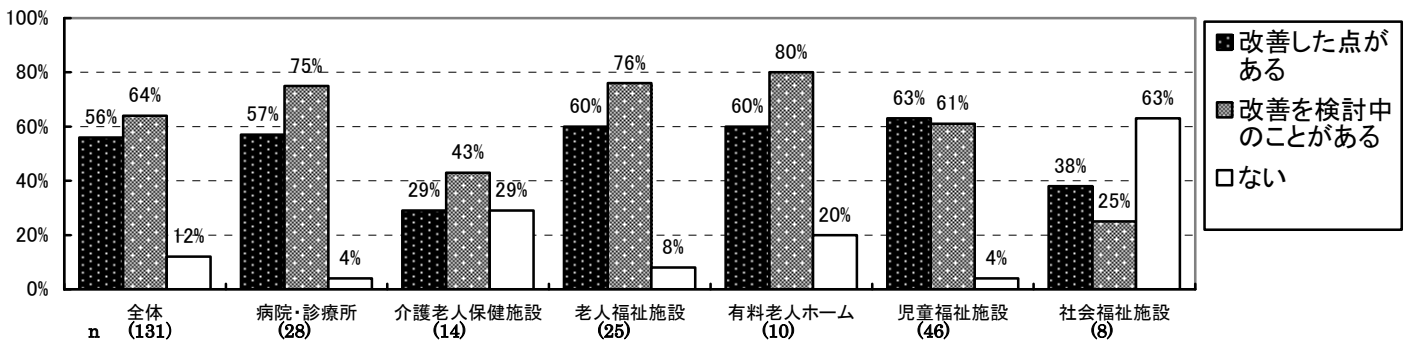
図 32 給食提供が困難となった理由



③東北地方太平洋沖地震を踏まえた非常災害時マニュアルや備品、設備、人員などの改善状況

東北地方太平洋沖地震を踏まえて、非常災害時マニュアルや備品、設備、人員などについて改善した点がある施設の割合は56%、「改善を検討中のことがある」施設の割合は64%である。

図 33 東北地方太平洋沖地震を踏まえた改善の状況



## V まとめ

### 1 「病院・診療所」

非常災害時における給食提供に関するマニュアル整備の割合が高かったが、マニュアル内容では「衛生管理に関すること」が他の項目に比べて低かった。また、マニュアル検討の場（給食委員会等）は多くの施設で設けていたが、マニュアルに基づいた「給食部門」での訓練・研修を行っている割合が低く、作成したマニュアルが実践で役立つものとなるよう、シミュレーションなど内容の検証・検討を行っていく必要があると考えられる。

非常災害時における給食提供のための備蓄の整備はほとんどの施設で進んでおり、備蓄日数は3日分が約7割を占め、非常時用献立も6割の施設で作成している。

優先的に取り組みたいと考えている事項は「非常災害時に必要な食料、水、食器、熱源等の備蓄」が最も多く、次いで「マニュアルに基づく『給食部門』で訓練や研修実施」であった。

医療機関は入院患者のさまざまな食形態や病態に配慮しなければならず、また、被災地の病院の場合は、近隣の負傷者の受け入れなどもある。起こりうるリスクを想定し、平常時からの備えや訓練をすすめていくことが重要と考えられる。

### 2 「介護老人保健施設」「老人福祉施設」「有料老人ホーム」

非常災害時における給食提供に関するマニュアル整備の割合は病院に次いで高かった。マニュアル内容では有料老人ホームで「外部との連絡体制に関すること」が、老人福祉施設、有料老人ホームで「衛生管理に関すること」が、他の項目に比べて低かった。

マニュアル検討の場（給食委員会等）は、老人福祉施設で設けている割合が多かったが、介護老人保健施設・有料老人ホームで約半数となっている。また、マニュアル内容を「施設全体」で共有している割合は、介護老人保健施設、有料老人ホームで約1～3割である。

非常災害時における給食提供のための備蓄を行っている施設は7割以上であり、備蓄日数は3日分が最も多かった。だが、非常時用献立の作成・備蓄品の利用方法の施設内での共有（給食部門以外の職員が理解）については、介護老人保健施設・老人福祉施設で約半数、有料老人ホームで3割となっている。

このことから、非常災害時における給食提供に関するマニュアルや備蓄品を未整備の施設は、整備を進めるとともに、整備済みの施設においては内容の充実や施設内での共有化が望まれる。

### 3 「児童福祉施設」

非常災害時における給食提供に関するマニュアル整備の割合は2割であったが、マニュアル検討の場（給食委員会等）を設けている割合は病院に次いで多かった。

非常災害時における給食提供のための備蓄を行っている施設は8割、その中でも1日分の備蓄を行っている施設が大半を占め、「水」の備蓄率が高かった。一方、備蓄日数を明確にしていない施設もあった。

非常時用献立を作成している施設の割合が低いものの、備蓄の利用方法について施設内で共有している施設の割合が高かった。

児童福祉施設では通所が中心であるが、災害時に保護者が迎えに来られないことも想定され、平常時からの災害時の備えは必要であり、マニュアルの整備や非常時用献立の整備などを進めていくことが重要と考えられる。

### 4 「社会福祉施設」

食料・水等の非常災害時において給食を提供するために必要な備蓄は、9割近い施設で整備していたが、「非常災害時における給食提供に関するマニュアル」、「非常時用の献立」を整備している施設は無かった。

管内の社会福祉施設では、通所施設・入所施設の両方があり、入所施設の場合は当然、災害時においても1日3食以上の食事提供が必要となるが、通所施設であっても災害の規模・被害状況によっては、家族等が迎えに来られない場合も想定される。食料・水等の備蓄だけではなく、被災を受けての給食提供に係るマニュアルや備蓄食品の活用方法を明確にし、施設全体で共有できる体制づくりが必要と考えられる。